

# 山陽小野田市農業委員会

## 第29回

### 総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月11日午後1時30分から午後2時 分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田尾 光一
会長職務代理者	9	山本 シゲ子
委 員		
	2	相本 まゆみ
	3	中原 義治
	4	藤井 豊
	5	森田 祐三
	6	田中 覺
	7	緒方 始
	8	辻村 勝好
	10	佐々木 勇藏
	11	五十嵐 奨
	12	村上 雅彦
	13	二井 一夫
	14	國吉 彰

4. 欠席委員

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第130号 農地法第3条 権利の移動

議案第131号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第132号 現況証明願い

報告第65号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第133号 農用地利用集積計画について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡生 隆太郎

事務局次長 銭 谷 憲 典

事務局職員 伊 藤 敦

## 7. 議会の概要

議長

定刻になりましたので、只今より第 29 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。

(起立、礼、着席)

本日の欠席委員は□□委員です。(ありません)

それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。

本日の議事録署名委員は 4 番藤井委員と 5 番森田委員にお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第 130 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。

今月の農地法第 3 条の許可申請は 3 件です。

議案第 130 号番号 90 について議案書をもとに説明いたします。

5 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から南西へ約 4.1 k m に位置する農用地区域内農地です。申請内容は下表のとおりです。公図は 6 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

(場所、現地報告、意見等を述べる)

森田委員が現地確認の報告

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 130 号番号 90 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 91 について事務局の説明を求めます。

議案第 130 号番号 91 について議案書をもとに説明いたします。

7 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から南東へ約 2.0 k m に位置する農用地区域内農地です。申請内容は下表のとおりです。公図は 8 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たし

ていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

(場所、現地報告、意見等を述べる)

森田委員が現地確認の報告

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 130 号番号 91 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 92 について事務局の説明を求めます。

議案第 130 号番号 92 について議案書をもとに説明いたします。

9 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から南東へ約 3.4 k m に位置する第 2 種農地です。申請内容は下表のとおりです。公図は 10 ページをご覧ください。

本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

(場所、現地報告、意見等を述べる)

佐々木委員が現地確認の報告

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 130 号番号 92 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 131 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 10 件です。

議案第 131 号番号 148 について議案書をもとに説明いたします。

13 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北東へ約 1.8 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。公図は 14 ページ、土地利用図は 15 ページ及び 16 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

(場所、現地報告、意見等を述べる)

佐々木委員が現地確認の報告

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 131 号番号 148 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 149 について事務局の説明を求めます。

議案第 131 号番号 149 について議案書をもとに説明いたします。

17 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から南へ約 1.8 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。公図は 18 ページ、土地利用図は 19 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

(場所、現地報告、意見等を述べる)

佐々木委員が現地確認の報告

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 131 号番号 149 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 150 について事務局の説明を求めます。

議案第 131 号番号 150 について議案書をもとに説明いたします。

20 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北東へ約 3.4 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。公図は 21 ページ、土地利用図は 22 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

(場所、現地報告、意見等を述べる)

佐々木委員が現地確認の報告

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 131 号番号 150 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 151 について事務局の説明を求めます。

議案第 131 号番号 151 について議案書をもとに説明いたします。

23 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から南東へ約 2.2 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。公図は 24 ページ、土地利用図は 25 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

(場所、現地報告、意見等を述べる)

森田委員が現地確認の報告

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 131 号番号 151 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 152 について事務局の説明を求めます。

議案第 131 号番号 152 について議案書をもとに説明いたします。

26 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北東へ約 2.6 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。公図は 27 ページ、土地利用図は 28 ページ及び 29 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

(場所、現地報告、意見等を述べる)

佐々木委員が現地確認の報告

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 131 号番号 152 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 153 について事務局の説明を求めます。

議案第 131 号番号 153 について議案書をもとに説明いたします。

30 ページをご覧ください。

申請地は総合事務所から北西へ約 0.9 k m に位置する第 1 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。公図は 31 ページ、土地利用図は 32 ページ及び 33 ページをご覧ください。

本件は、第 1 種農地を対象とした事案ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであり、代替性もないことから、農地法施行規則第 33 条第 4 項に該当し、許可の対象となるものです。

次に現地調査報告をお願いします。

(場所、現地報告、意見等を述べる)

佐々木委員が現地確認の報告

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 131 号番号 153 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 154 について事務局の説明を求めます。

議案第 131 号番号 154 について議案書をもとに説明いたします。

34 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から北西へ約 0.7 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。公図は 35 ページ、土地利用図は 36 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

(場所、現地報告、意見等を述べる)

森田委員が現地確認の報告

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 131 号番号 154 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 155 について事務局の説明を求めます。

議案第 131 号番号 155 について議案書をもとに説明いたします。

37 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から北西へ約 1.4 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。公図は 38 ページ、土地利用図は 39 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

(場所、現地報告、意見等を述べる)

森田委員が現地確認の報告

何か質問はありませんか。



無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 131 号番号 155 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 156 について事務局の説明を求めます。

議案第 131 号番号 156 について議案書をもとに説明いたします。

40 ページをご覧ください。

申請地は、南支所から東へ約 0.7 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。公図は 41 ページ、土地利用図は 42 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

(場所、現地報告、意見等を述べる)

森田委員が現地確認の報告

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 131 号番号 156 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 157 について事務局の説明を求めます。

議案第 131 号番号 157 について議案書をもとに説明いたします。

43 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から北へ約 0.7 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。公図は 44 ページ、土地利用図は 45 ページをご覧ください。

本件は、立地基準及び一般基準に照らし、第 2 種農地の許可基準を満たしていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

(場所、現地報告、意見等を述べる)

森田委員が現地確認の報告

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 131 号番号 157 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 132 号「現況証明願い」について事務局の説明を求めます。

今月の「現況証明願い」は 2 件です。

議案第 132 号番号 39 について議案書をもとに説明いたします。

47 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から南東へ約 1.5 k m、第 3 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。公図は 48 ページをご覧ください。本件は、これまで庭・駐車場・進入路として使用されており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

次に現地調査報告をお願いします。

(場所、現地報告、意見等を述べる)

佐々木委員が現地確認の報告

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 132 号番号 39 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 40 について事務局の説明を求めます。

議案第 132 号番号 40 について議案書をもとに説明いたします。

49 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北東へ約 3.4 k m、第 2 種農地です。

申請内容は下表のとおりです。公図は 50 ページをご覧ください。本件は、これまで車庫・物置として使用されており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

次に現地調査報告をお願いします。

(場所、現地報告、意見等を述べる)

佐々木委員が現地確認の報告

何か質問はありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 132 号番号 40 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 65 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

51 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 43 の 1 件で、現契約を合意により解約するものです。ご審議の程お願いします。

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第 65 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 133 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

なお、藤井委員及び五十嵐委員は、農業委員会等に関する法律 31 条の規定により、本件議事に参与することができませんので、ご退室願います。

議案第 133 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

53 ページ及び 66 ページまでを御覧ください。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、新規が整理番号 68 から 73 までの 6 件、12 筆、25,064 m<sup>2</sup>、更新が整理番号 74 から 144 までの 71 件、201 筆、398,837 m<sup>2</sup>でございます。

ご審議の程お願いします。

質問はありませんか

無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により、議案第 133 号は原案どおり決定することとします。

藤井委員、五十嵐委員は入室してください。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

次回の現地調査は、12 月 5 日(月)9 時から、國吉委員、緒方委員でお願いします。

第 30 回総会は、12 月 13 日(火)13 時 30 分からで、会場は保健センター 集団指導室です。

以上をもちまして第 29 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 4 0 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

---

議事録署名委員

\_\_番委員

---

議事録署名委員

\_\_番委員

---